

答 申 書

平成 24 年 12 月 10 日

安曇野市教育委員会 委員長 古幡開太郎 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 宮 澤 正 士

第 1 審査会の結論

- 1 安曇野市教育委員会は、安曇野市図書館協議会委員公募応募者の選考を行うにあたり作成された一切の公文書のうち、未だ公開請求に対する決定等がされていない文書について、公開請求に対する決定等を行うべきである。
- 2 安曇野市教育委員会が異議申立人の情報公開請求に対して、平成 24 年 7 月 13 日付安曇野市情報部分公開決定通知書(24 函館 A7-9 第 11 号)において、安曇野市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当するとして公開することができないとした部分のうち、以下の部分は公開すべきである。
 - (1) 「図書館協議会委員公募応募者選考結果」と題する書面について、非公開とされた部分のうち、番号 3 乃至 5 の「性別」欄の記載。
 - (2) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考経過」と題する書面について、非公開とされた部分のうち、番号 3 乃至 5 の「性別」欄の記載。
 - (3) 「安曇野市図書館協議会委員(事務局推薦者案)」と題する書面について、非公開とされた部分のうち、「性別」欄及び「備考」欄の記載。
 - (4) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考経過(2)小論文による選考について」と題する書面について非公開とされた部分のうち、「総合計点」表及び「総合評価」表の番号 2 の者に関する記載。

第 2 異議申し立て等の経過

- 1 異議申立人は、平成 24 年 6 月 27 日、安曇野市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第 6 条の規定により、「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考過程」が記載された公文書の閲覧又は情報提供を求める情報公開請求(以

下「本件請求」という。)を行った。

- 2 安曇野市教育委員会委員長（以下「本件実施機関」という。）は、同年7月13日、本件請求に対し、情報部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、同日異議申立人に通知した。（24 函館 A7-9 第 11 号）
- 3 異議申立人は、同年8月1日、同年7月25日付の異議申立書面によって、本件実施機関に対し、本件決定を不服として、異議申立を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人は、2012年7月25日付で異議申立書面を提出するとともに、同年9月13日開催の当審査会で意見陳述を行った。その主張の要旨は、以下のとおりである。

- 1 異議申立人は、安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考過程に関する文書の公開を求めている。しかるに、本件決定において、本件実施機関は、公開の請求に係る公文書の件名又は内容を『「安曇野市図書館協議会委員公募応募者の選考結果について」伺書』と、異議申立人の公開請求内容と異なった内容としたため、異議申立人が公開を請求している文書のうち、選考委員会の議事録等、公開請求に対する決定等がされていない文書が存在する。

本件実施機関は、予め作成しておくべき議事録を作成していなかった為、意図的に、公開の請求に係る公文書の件名又は内容を異議申立人の公開請求の内容と異なる内容に改竄したものであり、許されない。

- 2 本件決定に基づき非公開とされた部分のうち、個人情報に係る部分を除き、選考過程で発生した評価については、公の機関が応募者個人に付与した評価であり、個人情報に該当しないから、全部開示すべきである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

- 1 異議申立人の公開請求に係る文書を『「安曇野市図書館協議会委員公募応募者の選考結果について」伺書』とした点について。

(1) 安曇野市「情報公開の手引」には、公開請求に対する決定等の決定通知書

の、『「公開の請求に係る公文書の件名又は内容」欄の記入にあたっては、原則として「情報公開請求書」中の同欄の記載内容をそのまま転記すること。ただし、公文書の件名（例えば、決裁書、報告書の標題等）が特定されたときは、その件名又は内容を正確に記入すること。』との定めがある。

- (2) 本件請求の情報公開請求書に相当する、異議申立人からの電子メールには、公文書の名称その他公文書を特定するために必要な事項として「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考過程」との記載がされていたが、これに相当する公文書として、『「安曇野市図書館協議会委員公募応募者の選考結果について」伺書』という件名の公文書が特定されたので、上記手引に従って、特定された件名を記載した。

なお、安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考の過程において作成された文書のうち、未だ公開請求に対する決定等を行っていない文書は存在する。ただし、議事録については、作成していないので、存在しない。

2 部分公開決定とした点について

- (1) 「図書館協議会公募応募者選考結果」と題する書面については、氏名、性別、生年月日、住所について個人情報のため、非公開とした。ただし、番号3、4、5の者は、委員として選考された者であり、その氏名については、今後公にすることが予定されているため、公開とした。
- (2) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考経過」と題する書面については、氏名、かな、性別、生年月日、住所、年齢について個人情報として非公開とした。ただし、番号3、4、5の者は、委員として選考された者であり、その氏名、かなについては、今後公にすることが予定されているため、公開とした。
- (3) 「安曇野市図書館協議会委員(事務局推薦者案)」と題する書面については、性別、郵便番号、住所、備考欄、年齢については、個人情報として非公開とした。ただし、氏名については、公にすることが予定されている情報として公開した。

- (4) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考経過(2)小論文による選考について」と題する書面については、応募者の小論文に対する総合計点と、小論文に対する評価の他にいった、総合評価が記載されている。

小論文の総合計点表及び、総合評価表の番号3、4、5に該当する者については、上記(1)及び(2)の書面で氏名が公表されているため、その者の小論文に対する得点並びに総合評価における特記事項及び判定の記載は、個人に対する評価の情報であって特定の個人が識別される情報であるから、個人情報として非公開とした。

番号1の者は、選考されなかった者であり、氏名が公開されていないが、適任ではないという理由から選考から外れた者が番号1の者1名のみであったことから、特定の個人が識別されると判断し、非公開とした。

番号2の者については、応募資格なしとのことで、小論文による選考及び総合評価が行われていないが、応募資格がないとの理由で選考から除外された者はこの1名だけであることに加え、公開した他の部分の記載から特定の個人が識別され得ると判断し、非公開とした。

- (5) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考結果について」と題する各応募者宛ての通知書面(5名分、5通)については、選考されなかった者宛ての書面の氏名(宛名欄)については、個人情報として非公開とし、選考された者宛ての書面の氏名は、公にすることが予定されている情報として公開した。

第5 審査会の判断理由

1 審査会の結論第1項について

- (1) 異議申立人からの、本件請求として送付された電子メールには、公文書の名称その他公文書を特定する為に必要な事項として「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考過程」との記載がされている。

この記載の内容からして、異議申立人は、実施機関が行った、安曇野市図書館協議会委員の公募応募者の選考手続きの過程において作成された公

文書の全ての公開を求めているものと理解できる。

(2) しかるに、実施機関は、異議申立人が公開を求める公文書として、『「安曇野市図書館協議会委員公募応募者の選考結果について」伺書』という件名の公文書が特定されたので、安曇野市情報公開の手引に従って、公開の請求に係る公文書の件名又は内容を上記伺書としたうえ、同文書につき部分公開決定を行っている。

(3) しかしながら、実施機関が部分公開決定を行った上記文書以外にも、図書館協議会委員の公募応募者の選考手続きの過程において作成された公文書が存在するというのであるから、本件部分公開の対象となった文書以外の文書についても、公開請求に対する決定等を行うべきである。

なお、当審査会が調査したところ、選考委員会の議事録は作成されていないことが確認された。

(4) よって、審査会の結論第1項記載のとおり、答申する。

2 審査会の結論第2項について

本件条例第7条第2号記載の「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に対する一切の事項についての事実、判断、評価等全ての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。

また、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」としては、氏名、生年月日、住所、性別、役職名等がこれに該当する。

以上を前提に、本件決定において非開示とされた部分につき検討する

(1) 「図書館協議会委員公募応募者選考結果」と題する書面について

ア 当該書面において、非公開とされた部分は、選考されなかった者の氏名、及び全ての個人の性別、生年月日、住所である。

イ 上記のとおり、氏名、性別、生年月日、住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するから、本件決定が、選考されなかった者の氏名、及び全ての個人の性別、生年月日、住所を本件条例第7条第2号により非公開とした点は、妥当であ

る。

ウ 一方、委員に選考された者については、氏名が公表されている（氏名、ふりがな及び条例等による選任区分が記載された、「安曇野市図書館協議会委員名簿」が一般に公表されている。）ことから、法令等の規定により「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本件条例第7条第2号ア）に該当し、これを公開した本件実施機関の判断は妥当である。

ただ、選考された者については、氏名に加え、性別も公開すべきと考えるので、以下その理由を述べる。

図書館協議会を含む、安曇野市の附属機関については、「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」（平成17年10月1日告示第4号）が定められており、同指針4(1)(ウ)には、附属機関等の委員の任命に当たっては、その設置目的に応じて市民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに公正の確保を図るため、女性の積極的な委員登用を行い、一の附属機関等の女性委員の割合が35パーセント以上となるよう努める旨の内容の定めがある。

そうすると図書館協議会においても、その委員の構成が、上記指針に適合したものか否かを明らかにする意味から、性別はその公表が予定されている情報として取扱われているものと考えられる。

よって、委員に選考された者の性別も、法令等の規定により「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（本件条例第7条第2号ア）にあたるため、非公開情報に該当しない。

よって、選考された者の性別の記載を非公開とした点は、妥当でない。

エ 従って、当該書面については、番号3乃至5番の者の「性別」欄の記載を、公開すべきである。

(2) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考経過」と題する書面について

ア 当該文書において、非公開とされた部分は、選考されなかった者の氏名、かな（よみがな）、及び全ての個人の性別、生年月日、住所、年齢で

ある。

イ この内、選考されなかった者の氏名、かな、性別、及び全ての個人の生年月日、住所、年齢については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるから、これを本件条例第7条第2号により非公開とした、本件決定は妥当である。

ウ しかし、選考された者の性別は、上記(1)の書面と同様の理由により、非公開情報に該当しないと考えられる。

エ よって、当該書面については、番号3乃至番号5の性別欄の記載を公開すべきである。

(3) 「安曇野市図書館協議会委員（事務局推薦者案）」と題する書面について

ア 当該書面において非公開とされた部分は、全ての個人の性別、郵便番号、住所、備考、年齢の各欄に記載された事項である。

イ このうち、郵便番号、住所、年齢については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるから、これを本件条例第7条第2号により非公開とした、本件決定は妥当である。

ウ しかし、性別欄の記載は、上記(1)、(2)の書面と同様の理由により、非公開情報に該当しない。

エ 次に「備考」欄の記載事項についても、非公開情報には該当しないと考えるので、その理由を述べる。

安曇野市図書館条例第9条によれば、安曇野市図書館協議会委員は、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から教育委員会が任命するものとされており、当該書面は、教育委員会が適任者と考える者を推薦する案を記載した書面であると認められる。

当該書面備考欄には、各個人についての、職業（公務員にあつては補職された職名）または、社会的活動上の地位、活動内容等、各人の「条例等による選定区分」欄に記載された選定区分の具体的内容が記載されて

いると認められる。

通常、身分や社会活動等に関する情報は、個人情報として非公開情報とされるべきものであるが、選定区分は条例により教育委員会が安曇野市図書館協議会委員を任命するに際して考慮する重要な要素の一つであり、選定区分の具体的内容も、その記載が当該選定区分に該当する職名や、社会的活動の内容にとどまる限りにおいては、条例の規定に従った適当な委員構成であることを明らかにする意味から、公表が予定されている情報として取扱われているものであると考えられる。

よって、当該書面備考欄の記載は、法令等の規定により「公にされ、又は公にされることが予定されている情報」であって、非公開情報には該当しない。

オ 従って、当該書面については、性別欄及び備考欄の記載を公開すべきである。

(4) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考経過(2)小論文による選考について」と題する書面について

ア 当該書面において非公開とされた部分は、各公募応募者が提出した小論文について、各選考委員が付した総合計点、及び選考委員の総合計点の総計が記載された部分、並びに小論文のほかに行われた総合評価において、各評価者が特記事項として記載した評価内容、及び判定結果である。

イ 小論文の総合計点及び総合計点の総計並びに、総合評価において各評価者が特記事項として記載した評価内容及び、判定結果については、個人の能力、適性に対する評価が記載されたものであるから、氏名の公開されている選考された者（番号3乃至5の者）に対する記載は、氏名が公開されていることと相まって、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当する。

なお、仮に他の書面において番号3乃至5に該当する者の氏名が開示さ

れていない場合には、小論文の総合計点及び総合計点の総計並びに、総合評価において各評価者が特記事項として記載した評価内容及び、判定結果については、これを公開しても当該情報が特定の個人を識別することができるとは必ずしも言えず、むしろ図書館協議会を含む安曇野市附属機関等の委員の公募による選任の過程の透明性を確保するという見地から、これを公開すべきであると考えられる。

しかしながら、すでに述べたように、氏名の公開されている選考された者（番号3乃至5の者）に対する本書面における記載は、すでに氏名が公開されていることと相まって、個人に関する情報であって特定の個人が識別されまたは識別され得るものに該当すると解さざるを得ない。

よって、これを本件条例第7条第2号により非公開とした、本件決定は妥当である。

ウ また、番号1の者は委員として選考されなかった者であり、氏名等の情報が公開されていないところ、通常は、氏名等の明らかでない者の評価に関する情報を公開しても、直ちに特定の個人が識別されるとはいえない。

しかし、本件では、図書館協議会委員の公募に応募した者は全部で5名にすぎず、そのうち上記のとおり3名が委員として選考されて氏名が公表され、選考されなかった2名のうち1名（番号2番の者）は、「他の附属機関の公募委員（次世代育成委員）になっている」ことを理由に、応募資格がないと判断されたことが明らかとなっている。

そうすると、応募者5名のうち4名（番号2乃至5の者）までが、現に個人が特定されているか、又は特定され得る状態となっているものと認められ、結果的に、番号1の者についても、特定の個人の識別が可能な状態となっているものと認められる。

従って、番号1の者に関する評価の情報も、個人に関する情報であって特定の個人が識別されまたは識別され得るものに該当するから、これを

非公開とした本件決定は、妥当である。

エ 一方、番号2の者は、そもそも委員への応募資格がないとして、選考評価が行われておらず、該当欄には何らの情報も記載もされていないことが認められる。そうすると、番号2の者の各欄で非公開とされた部分に、個人に関する情報が含まれているとは認められない。

よって、本件決定が、番号2の者に関する記載を本件条例第7条2号により非公開とした点は妥当でない。

オ よって、当該書面については、番号2の者に関する記載を公開すべきである。

(5) 「安曇野市図書館協議会委員公募応募者選考結果について」と題する各応募者宛ての通知書面（5通）について

当該書面は、いずれも公募応募者宛てに送付された選考結果の通知書であり、このうち、選考されなかった者の氏名（宛名）欄が非公開となっている。

選考されなかった者の氏名は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されまたは識別され得るものに該当するので、これを非開示とした本件決定は妥当である。

(6) 以上より、審査会の結論第2項記載のとおり、答申する。

第6 審査経過

- 1 平成24年8月8日 情報公開審査諮問書（24 函館 A7-9 第26号）受理
- 2 同年9月13日 異議申立人及び実施機関からの意見聴取・審議
- 3 同年11月20日 審議

以上